

「令和２年度地域の安全確保モデル事業業務」 受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和２年度地域の安全確保モデル事業業務

(2) 目的

平成３０年６月に発生した大阪府北部地震により学校施設のブロック塀が倒壊したことを受け、沿道から地域へと範囲を広げた安全対策として「地域の安全確保モデル事業」を行い、地域が一体となった安全安心なまちづくりを推進する。行政、地域住民（自主防災会、防災サークル等）、学校関係者、専門家（研究者、建築士会等）、非営利団体等による協議会を設置し、協議会メンバーが連携し、危険なブロック塀の点検、避難路・通学路等の点検、安全な避難路の検討など、地域の安全確保のための先進的かつ総合的な取組を行う。

この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 事業内容

業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和３年２月２８日まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

６，０００千円

2 事業者の参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 徳島県内に本社又は事業所を有する者であること。

(2) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

(3) 補助金等に係る審査等（書類の整備・保管、書類の提出や実地検査の受け入れ）に協力すること。

(4) 事業者等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

イ 徳島県及び牟岐町において指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者。

オ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないとして認められる者でないこと。

カ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次に該当する者がいる団体破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

3 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類

次の書類等を作成し、提出すること。

提出物	部数	摘要
ア 参加表明書（様式第1号）	1	
イ 申込書（様式第2号）	1	
ウ 添付資料	1	・団体等の概要が分かる資料（規約、組織図等） ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
エ 企画提案書（様式第3号）	6	別添書類の書式は任意とする。
オ 見積書（様式第4号）	6	積算内訳を記入すること。
カ 誓約書（様式第5号）	1	
キ 質問書（様式第6号）	1	

(2) 提出期限

- ・参加表明書（上記ア：様式第1号）
令和2年8月3日（月）午後5時必着
- ・参加表明書以外の書類（上記イ、ウ、エ、オ、カ：様式第2、3、4、5号）
令和2年8月11日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

持参（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

(4) 提出先及び問い合わせ先

牟岐町建設課

〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

電話番号：0884-72-3418

ファクシミリ：0884-72-2716

E-mail：mugikensetu@mugi.i-tokushima.jp

4 審査及び結果通知

(1) 選定方法

牟岐町が設置する選定委員会において、事業者より提出された企画提案書について評価基準に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。

(2) 選定委員会実施日時

令和2年8月中旬を予定。

(3) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

項目	配点
業務の理解度	10
提案内容の実現性	10
業務実施の確実性	10
経費の妥当性	10
類似業務の実績	10
業務内容の独自性	10
合計	60

- (4) 選定結果については、企画提案書提出者全員に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。
- (5) 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- (6) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価したうえで、採否を決定する。

5 留意事項

- (1) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
 - イ 提出された書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、当該事業者が無断で二次的な使用は行わない。
- (2) 企画提案書作成に当たっての留意点
 - ア 提案書は1社1案とする。
- (3) 次に該当する場合には、失格又は無効とする。
 - ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
 - オ その他不正な行為等があった場合
- (4) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。
- (5) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

6 本事業による質疑応答

- (1) 質問の受付期間
 - 令和2年7月28日（火）から令和2年8月5日（水）午後5時まで
- (2) 質問の提出
 - 質問は文書によるものとし、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。ファクシミリ、電子メールの場合は、電話により着信の確認を行うこと。
- (3) 質問の内容
 - 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。
- (4) 質問に関する回答
 - 参加表明書を提出した者に対し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。